

原子力規制委員会 初動対応マニュアル

～警戒事象における原子力規制委員会の対応～

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

目次

第1章 警戒事象について	4
1. 対象となる事象	4
2. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部	4
第2章 震度5警戒事象の場合	5
1. 対象となる事象	5
2. 通報連絡	5
3. 緊急参集要員の参集	6
(1) 緊急参集要員	6
(2) 緊急参集方法	6
4. 現地体制	6
5. 初動対応（発生から1時間以内対応）	7
(1) 官邸への緊急参集	7
(2) 原子力規制委員会原子力事故警戒対策本部の立ち上げ	7
(3) 被災情報の収集	7
(4) 情報提供	7
(5) 緊急参集の縮小・解除	8
6. 問い合わせ等への対応（災害発生以降）	8
7. 特別警戒事象に相当することが判明した場合の対応	8
第3章 特別警戒事象の場合	9
1. 対象となる事象	9
2. 通報連絡	9
3. 緊急参集要員の参集	10
(1) 緊急参集要員	10
(2) 緊急参集方法	11
4. 現地体制	11
(1) 原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部の設置	11
(2) 現地派遣の準備	11
5. 初動対応 その1（発生から1時間以内対応）	11
(1) 官邸への緊急参集	11
(2) 原子力規制委員会原子力事故警戒対策本部の立ち上げ	12
(3) プレス対応に向けた準備	12
(4) 被災情報の収集等	12
(5) 対外公表のための資料作成・情報提供（30分）	13
(6) 対外公表のための資料作成・情報提供（1時間後以降）	13
6. 初動対応 その2（第1回プレス発表以降対応）	14

(1) 情報収集	14
(2) 公表資料作成及び情報提供.....	14
7. 問い合わせ等への対応（災害発生以降）	14
8. 緊急参集の縮小・解除	14
9. 海外広報	15
10. 特定事象の通報があった場合の対応	15
11. その他	15

第1章 警戒事象について

1. 対象となる事象

警戒事象とは、原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合をいう。

- ①原子力施設等立地市町村※1において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力施設等立地道府県※2(北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下同じ。)において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合(施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。)
- ④東海地震注意報が発表された場合
- ⑤審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ⑥その他委員長又は委員長代理(不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。以下同じ。)が原子力規制委員会原子力事故警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置が必要と判断した場合

※1:上斎原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

※2:北海道については、後志総合振興局(後地図参照)に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市(甑島列島を含む)より南に位置する島嶼を除く。

2. 原子力規制委員会原子力事故警戒本部

警戒事象が発生した場合には、警戒本部を設置する。警戒本部は、原子力施設における被害状況の収集・分析をするとともに、関係省庁、関係地方公共団体への情報提供や、事態が進展した場合に備えた対応準備(PAZ※を管轄に含む地方自治体との連絡体制確立、各所を結ぶテレビ会議システムの起動等)等を行う。

※PAZ:急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態の区分に基づき、直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の予防的防護対策を準備する地域

第2章 震度5警戒事象の場合

1. 対象となる事象

警戒事象のうち、原子力施設等立地市町村※1において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合(原子力施設等立地道府県※2における震度が6弱以上であった場合は除く。)には、本章に基づき、関係省庁への連絡、関係地方自治体への情報提供、対外公表等を行う。

※1:上斎原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

※2:北海道については、後志総合振興局(後地図参照)に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市(甌島列島を含む)より南に位置する島嶼を除く。

2. 通報連絡

- ①審議官A(審議官の中から、後述する審議官B又は審議官Cと業務が重複しないよう指定する者をいう。以下同じ。)又は原子力防災課事故対処室長に対して、地震発生時の連絡が災害速報メールで入る。
- ②審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、委員長又は委員長代理及び長官又は次長に、警戒事象が発生し、警戒本部を設置した旨を、原則、電話により連絡する。
- ③審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、宿日直に、原子力防災課長、同課企画補佐、総務課調整補佐及び同課危機管理補佐に警戒事象の発生及び警戒本部の設置について、原則、防災携帯あてのメールにより連絡するよう指示する。
- ④警戒本部の設置等について連絡を受けた原子力防災課長又は同課企画補佐は、総理秘書官、官房長官秘書官、環境大臣秘書官に対して、警戒本部の設置等を、原則、電話により連絡する。
- ⑤総務課調整補佐又は同課危機管理補佐は、緊急参集要員に対して、警戒事象の発生した旨の連絡と緊急参集指示(待機指示を含む。以下同じ。)を、原則、防災一斉メールで通知する。

※ なお、原子力施設等立地道府県において震度5弱又は震度5強の震度が発生した場合であって、原子力施設等立地市町村の震度が4以下であるときには、総務課調整補佐又は同課危機管理補佐は、警戒事象に該当しない旨を確認的に一斉メールにより緊急参集要員に通知する。

- ⑥宿日直は、関係省庁※及び現地原子力規制事務所に対して、警戒事象の発生、警戒本部の設置及びその時点で把握している状況について、原則、FAX又はメールにより連絡する。

※関係省庁とは、内閣官房(安全保障・危機管理担当)、内閣官房情報調査室、内閣府(防災担当)、食品安全委員会、警察庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省をい

う。なお、原子力規制庁原子力防災課は、各府省庁の窓口について定期的に確認を行い、必要な更新を行うものとする。また、特に必要とされる場合には連絡先を追加する。

- ⑦審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、宿直者に指示して、原子力施設等立地市町村の震度情報や原子力施設等に関する情報を入手し、委員長又は委員長代理及び長官又は次長に報告する。

3. 緊急参集要員の参集

(1) 緊急参集要員

- ① 緊急参集要員は、防災一斉メールを受信した場合は、以下のとおり所定の場所に参集する。ただし、参集が必要と自ら判断できる場合には、防災一斉メールの受信を待たずに、参集を開始することとする。

a. ERCに参集

- ・委員長又は委員長代理
- ・長官又は次長
- ・総務課調整補佐又は同課危機管理補佐
- ・次長又は政策評価・広聴広報課長
- ・原子力防災課長又は同課企画補佐
- ・審議官A又は原子力防災課事故対処室長
- ・原子力防災課事故対処室補佐
- ・宿日直

b. 官邸に参集

- ・審議官B又は審議官C(審議官の中から、審議官Aと重複せず、かつ、互いに重複しないよう指定する者をいう。以下同じ。)

- ② 委員、緊急事態対策監、地域安全総括官は、防災一斉メールを受信した場合は、その後の事態の進展に備えて、参集できるよう待機体制をとるものとする。

(2) 緊急参集方法

携帯電話で連絡を取り合えるように原則タクシーで移動する。ただし、警戒事象が発生したときに、東京23区内にいない場合には、最も短時間で参集できると合理的に判断できる手段により移動するものとする。

4. 現地体制

- ① 現地原子力規制事務所副所長又は原子力防災専門官は、速やかに資機材の配置等所要の措置を講じ、原子力事故現地警戒本部(以下「現地警戒本部」という。)を立ち上げる。
- ② 詳細は「オフサイトセンターマニュアル(内規)」による。

5. 初動対応（発生から1時間以内対応）

（1）官邸への緊急参集

- ①警戒事象が発生した場合、審議官B又は審議官Cは、官邸危機管理センターに参集し、原子力施設等に関する技術・専門面の解説等、官邸の情報収集体制を支援する。
- ②原子力防災課事故対処室は、適宜、官邸にいる審議官に情報を提供する。

（2）原子力規制委員会原子力事故警戒対策本部の立ち上げ

- ①宿日直は、警戒本部の設置について、関係省庁、オフサイトセンター及び現地原子力規制事務所にFAX又はメールにより通知する。
- ②委員長又は委員長代理が本部長となる。本部長の指揮の下、長官又は次長が、警戒本部の事務を統括する。ただし、長官及び次長のいずれもがERCで活動できない場合には、官邸に参集していない審議官が代行者として指揮する。
- ③現地原子力規制事務所副所長又は原子力防災専門官は、PAZを管轄に含む地方公共団体に対して警戒本部の設置についてFAX又はメールにより通知する。ただし、被災状況により、現地警戒本部の活動が困難な場合には、当該自治体には原子力規制庁からFAX又はメールにより通知する。

（3）被災情報の収集

- ①宿日直は、ERCにあるTV会議システムやERSS等を立ち上げる等の準備活動を行う。
- ②原子力防災課事故対処室長又は同室補佐は、宿日直の協力を得て、次の情報を速やかに収集する。なお、揺れの大きい原子力施設等に係る情報収集を優先的に行う。
 - ・プラントの運転状況、揺れの程度
 - ・モニタリングポスト及び主排気筒モニタの指示値の動向
 - ・顕在化している被害や異常
 - ・施設等の安全点検の状況
- ③宿日直は、原子力防災課事故対処室長又は同室補佐の指示に基づき、原子力事業者の原子力担当幹部（原子力本部長等）に連絡し、情報収集、事実関係の確認を行う。

（4）情報提供

- ①次長又は政策評価・広聴広報課長は、警戒事象の発生から30分程度を目途に、その時点までに到達した事業者からのFAX、ERSS情報、原子力防災課事故対処室からの情報等に基づき、揺れの大きいプラントの情報を優先して作成した配信文を予め登録されたメールアドレス※に配信（Nアラート）する。

※宛先には、関係地方公共団体窓口者、報道機関、原子力規制庁職員、登録を希望した住民等が含まれる。
- ②次長又は政策評価・広聴広報課長は、①のNアラートの発信以降も、状況が安定すると判断さ

れるまでの間、基本的には30分間隔でNアラートを発信する。なお、大きな変化があった段階では、時間間隔を問わず発信する。

- ③委員長又は委員長代理が、状況が安定したと判断した場合には、次長又は政策評価・広聴広報課長は、その旨を最終報としてNアラートの配信を停止する。

(5) 緊急参集の縮小・解除

- ①審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、原子力防災課事故対処室補佐や宿直者に指示して、原子力施設等立地市町村の震度情報や原子力施設等に関する情報を入手し、委員長又は委員長代理に報告する。
- ②委員長又は委員長代理は、得られた情報をもとに、必要に応じて緊急参集指示の縮小・解除について判断する。
- ③委員長又は委員長代理が緊急参集指示の縮小・解除をすることを決定した場合には、原子力防災課事故対処室長又は同室補佐に伝達する。緊急参集指示の縮小・解除については、審議官A又は原子力防災課事故対処室長は参集者に伝達する。伝達を受けた総務課調整補佐又は同課危機管理補佐は緊急参集要員に、宿日直は関係省庁及び現地原子力規制事務所にそれぞれ連絡する。

6. 問い合わせ等への対応（災害発生以降）

- ①宿直者は、FAXの受信状況を確認する。（1回／10分）
- ②次長又は政策評価・広聴広報課長は、報道関係からの問い合わせ対応を行う。
- ③原子力防災課長又は同課企画補佐は、政府部内の現場情報に関する問い合わせ対応を一括して行う。

7. 特別警戒事象に相当することが判明した場合の対応

情報収集の結果、特別警戒事象に相当することが判明した場合においては、次章に基づき、対応を行う。

第3章 特別警戒事象の場合

1. 対象となる事象

警戒事象のうち、以下に該当する場合には、本章に基づき、関係省庁への連絡、関係地方自治体への情報提供、対外公表等を行う。

- ①原子力施設等立地道府県※において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合（施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）
- ③東海地震注意報が発表された場合
- ④審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等
- ⑤その他委員長が警戒本部の設置が必要と判断した場合

※：北海道については、後志総合振興局（後地図参照）に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

2. 通報連絡

- ①審議官A又は原子力防災課事故対処室室長に対して、以下の経路で連絡が入る。
 - a. 自然災害の場合は災害速報メール
 - b. 重要な故障の場合は原子力事業者からの通報を受けた原子力防災課事故対処室補佐からの連絡
- ②審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、委員長又は委員長代理及び長官又は次長に、警戒事象が発生し、警戒本部を設置した旨を、原則、電話により連絡する。
- ③審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、宿日直に、原子力防災課長、同課企画補佐、総務課調整補佐及び同課危機管理補佐に警戒事象の発生及び警戒本部の設置について、原則、防災携帯あてのメールにより連絡するよう指示する。原子炉施設の重要な故障等の災害速報メールで連絡が入らない警戒事象については、次長又は政策評価・広聴広報課長にも、警戒事象の発生及び警戒本部の設置について、原則、電話により連絡する。
- ④警戒本部の設置等について連絡を受けた原子力防災課長又は同課企画補佐は、総理秘書官、官房長官秘書官、環境大臣秘書官に対して、警戒本部の設置等を、原則、電話により連絡する。
- ⑤総務課調整補佐又は同課危機管理補佐は、緊急参集要員に対して、警戒事象の発生した旨の連絡と緊急参集指示を、原則、防災一斉メールで通知する。
- ⑥宿日直は、関係省庁※及び現地原子力規制事務所に警戒事象の発生、警戒本部の設置及びその時点で把握している状況について、原則、FAX又はメールにより連絡する。

※関係省庁とは、内閣官房（安全保障・危機管理担当）、内閣官房情報調査室、内閣府（防災担

当)、食品安全委員会、警察庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省をいう。なお、原子力規制庁原子力防災課は、各府省庁の窓口について定期的に確認を行い、必要な更新を行うものとする。また、特に必要とされる場合には連絡先を追加する。

- ⑦ 審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、宿直者に指示して、原子力施設等立地市町村の震度情報や原子力施設等に関する情報を入手し、委員長又は委員長代理及び長官又は次長に報告する。
- ⑧ 原子力防災課長又は同課企画補佐は、原子力安全基盤機構に対し、参集を指示する。

3. 緊急参集要員の参集

(1) 緊急参集要員

- ① 緊急参集要員は、防災一斉メールを受信した場合は、以下のとおり所定の場所に参集する。ただし、参集が必要と自ら判断できる場合には、防災一斉メールの受信を待たずに、参集を開始することとする。

a. ERCに参集

- ・委員長、委員(委員長代理を含む)
- ・長官※1、次長、審議官A、緊急事態対策監、地域安全総括官
- ・総務課長、総務課総括補佐、総務課調整補佐又は同課危機管理補佐、総務課総括係員
- ・政策評価・広聴広報課長、政策評価・広聴広報課企画補佐
- ・原子力防災課、原子力防災企画補佐、原子力防災課企画係長
- ・原子力防災課事故対処室長、原子力防災課事故対処室補佐
- ・広報班構成職員※2
- ・プラント班構成職員※2
- ・放射線班構成職員※2
- ・宿日直

b. 官邸に参集

- ・審議官B又は審議官C
- ・総務課調整補佐又は同課危機管理補佐、総務課総括係長、原子力防災課企画係員

※1 長官は緊急参集チームが開催される場合には、官邸に参集。

※2 「原子力災害対策マニュアル」に定める原子力災害対策本部事務局ERCチーム各班をいう。

※3 事態の進展に応じて、上記に加えて人員が必要となった場合には、原子力災害対策本部事務局ERCチーム総括班の構成員を中心に追加の参集を行う。

- ② ①に掲げる者以外の原子力規制庁職員も、防災一斉メールを受信した場合は、その後の事態の進展に備えて、参集できるよう待機体制をとるものとする。

(2) 緊急参集方法

携帯電話で連絡を取り合えるように原則タクシーで移動する。ただし、警戒事象が発生したときに、東京23区内にいない場合には、最も短時間で参集できると合理的に判断できる手段により移動するものとする。

4. 現地体制

(1) 原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部の設置

- ①現地原子力規制事務所の副所長又は原子力防災専門官は、速やかに資機材の配置等所要の措置を講じ、現地警戒本部を立ち上げる。
- ②詳細は「オフサイトセンターマニュアル(内規)」による。

(2) 現地派遣の準備

- ①原子力地域安全総括官はERCに参集して、オフサイトセンターへの派遣に備え待機する。
- ②委員及び緊急事態対策監はERCに参集して、原子力施設事態即応センターへの派遣に備え待機する。
- ③総務課長又は同課総括補佐(原則は、総務課長が担当)は、総務課総括係員等に指示し、派遣経路の確認を行うとともに、随行者※を選定しておく。総務課総括補佐又は同課総括係員(原則は、総務課総括補佐が担当)は、随行者に選定された者に対して、派遣に向けた準備を行うよう、電話により連絡する。
※随行者については、原則、「原子力災害対策マニュアル」において、現地における原子力災害現地対策本部総括班及び、オンサイト対応に当てられる職員の中から選定する。
- ④被災により、通常経路が使用不可能であること等が判明した場合には、総務課長又は同課総括補佐(原則は、総務課長が担当)は、総務課総括係員等に指示し、政府調査団の派遣の有無を確認する。政府調査団の派遣が決まっている場合には、派遣場所や時間を確認の上で、派遣団への参加を検討する。
- ⑤政府調査団の派遣がなされない場合には、緊急輸送関係省庁に対して、ヘリコプター等によるオフサイトセンター及び原子力施設事態即応センターへの要員搬送の準備(使用の可否の検討、想定される集合場所・時間の確認等)を依頼する。

5. 初動対応 その1 (発生から1時間以内対応)

(1) 官邸への緊急参集

- ①警戒事象が発生した場合、審議官B又は審議官Cは、内閣府危機管理センターに参集し、原子力施設等に関する技術・専門面の解説等、官邸の情報収集体制を支援する。
- ②緊急参集チームが開催される場合、原則、緊急参集メンバーである長官は内閣危機管理センターに参集する。なお、長官が官邸に参集できない状態である場合には、その不在時等の代行者(原則、次長又は審議官級)を指名して、官邸へ参集するよう連絡する。

- ③他の官邸参集要員も、内閣危機管理センターに参集する。総務課調整補佐又は同課危機管理補佐は、内閣危機管理センター内の地下オペレーションルームの長官席の背後にある電話を確保し、当該電話番号をERCに連絡(電話及びFAX)する。
- ④原子力防災課企画係長は、適宜、官邸にいる審議官及び参集要員に情報を提供する。

(2) 原子力規制委員会原子力事故警戒対策本部の立ち上げ

- ①宿日直は、警戒本部の設置について、関係省庁、オフサイトセンター及び現地原子力規制事務所にFAX又はメールにより通知する。
- ②委員長又は委員長代理が本部長となる。本部長の指揮の下、長官又は次長が、警戒本部の事務を統括する。ただし、長官及び次長のいずれもがERCで活動できない場合には、官邸に参集しない審議官が代行者として指揮する。
- ③現地原子力規制事務所の副所長又は原子力防災専門官は、PAZを管轄に含む地方公共団体に対して、警戒本部の設置と併せて、要援護者の避難準備、住民防護の準備など警戒体制をとるように、原則、FAX又はメール及び電話により通知する。ただし、被災状況により、現地警戒本部の活動が困難な場合には、当該自治体には原子力規制庁からFAX又はメールにより通知する。

(3) プレス対応に向けた準備

- ①次長又は政策評価・広聴広報課長(原則は同課長が担当)は、関係省庁及び指定公共機関の広報責任者のコンタクトリストを確認する。また、事態が進展に備えて広報班に対して、記者会見等の広報活動を官邸で行うことに備えた準備を行うよう指示する。
- ②広報班員は、指示に基づき、内閣広報室をはじめ、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センターに一報をして、広報担当者のコンタクト先を確保する。

(4) 被災情報の収集等

- ①宿日直は、ERCにあるTV会議システムやERSS等を立ち上げる等の準備活動を行う。
- ②審議官A又は原子力防災課事故対処室長(原則は、同室長が担当)は、次の情報を速やかに収集(必要に応じて分析)するよう、プラント班及び放射線班に指示する。なお、揺れの大きい原子力施設等に係る情報収集を優先的に行う。
 - ・プラントの運転状況、揺れの程度
 - ・モニタリングポスト及び主排気筒モニタの指示値の動向
 - ・顕在化している被害や異常
 - ・施設等の安全点検の状況
- ③プラント班員及び放射線班員は、指示に基づき、原子力事業者の原子力担当幹部(原子力本部長等)に連絡して、情報収集、事実関係の確認を行う。
- ④プラント班員及び放射線班員は、指示に基づき、得られた情報から、事態の進展予測等の分析

を行う。

(5) 対外公表のための資料作成・情報提供(30分)

- ①次長又は政策評価・広聴広報課長は、警戒事象の発生から30分程度を目途に、その時点までに到達した事業者からのFAX、ERSS情報、原子力防災課事故対処室からの情報等に基づき、揺れの大きいプラントの情報を優先して作成した配信文を予め登録されたメールアドレス※に配信(Nアラート)する。

※宛先には関係地方公共団体窓口者、報道機関、原子力規制庁職員、登録を希望した住民等が含まれる。

※原子炉施設の重要な故障等の場合であって、現場の混乱等により早期の情報収集が困難となるときには、やむを得ず情報提供が30分経過後になる可能性もあるが、その際にも、できる限り迅速にメール配信するよう努めるものとする。

(6) 対外公表のための資料作成・情報提供(1時間後以降)

- ①次長又は政策評価・広聴広報課長(原則は、同課長が担当)は、Nアラート情報に対する問い合わせへの対応を行うよう広報班に指示する。

- ②次長又は政策評価・広聴広報課長(原則は、同課長が担当)は、広報班に指示し、事業者からの情報、防災一斉メールで得た情報、第1報などを集約の上、1時間以内に公表のための「原子力規制委員会公表資料第1報(案)」を作成する。

- ③長官又は次長(原則は、長官が担当)は、「原子力規制委員会公表資料第1報(案)」の内容を確認の上、公表資料として決定する。なお、完成した公表資料は、ERC内の参集者に速やかに共有する。

- ④「原子力規制委員会公表資料第1報」の内容について、以下のとおり、情報提供する。

- a. 原子力防災課長又は原子力防災課企画補佐(原則は、原子力防災課長が担当)は、公表内容について、総理秘書官、官房長官秘書官、環境大臣秘書官に対して、電話により通報する。原子力防災課企画係長又は宿日直(原則は、原子力防災課企画係長)は、FAX又はメールより、秘書官等に資料を送付する。

- b. 宿直者は、関係省庁、オフサイトセンター、現地原子力規制事務所及びプレスにFAX又はメールにより送付する。

- c. 現地原子力規制事務所副所長又は原子力防災専門官は、PAZを管轄に含む地方公共団体に対してFAX又はメールにより送付する。ただし、被災状況により、現地警戒本部の活動が困難な場合には、当該自治体には原子力規制庁からFAX又はメールにより通知する。

- d. 次長又は政策評価・広聴広報課長(原則は、同課長が担当)は、必要に応じ、広報班に指示して、プレス各社等に一斉メールする。

- ⑤次長又は政策評価・広聴広報課長(原則は、次長が担当)は、プレス対応に当たる。その場

で不明な内容については、あいまいな回答はせず、追って事実関係を調査の上で回答する。

- ⑥次長又は政策評価・広聴広報課長は、問い合わせ内容及び応答ぶりについて幹部(委員長、委員、長官)をはじめ参集者に対して共有する。
- ⑦プレス対応の内容について、事実誤認が判明した場合には、速やかに訂正の連絡をプレス各社等に対して行う。

6. 初動対応 その2 (第1回プレス発表以降対応)

(1) 情報収集

- 5. (4)の体制により、継続的に情報収集等を行う。

(2) 公表資料作成及び情報提供

政策評価・広聴広報課長は、「原子力規制委員会公表資料第2報」以降も、以下の手順により、情報提供する。

- a. 作成と配信については、以下のとおり行う。
 - ・目標時間を定めて実施する。(状況が安定するまでは原則30分間隔)
 - ・「原子力規制委員会公表資料」を作成・公表する。
 - ・併せてNアラートを配信する。
- b. 5. (6)と同様の手段によって、情報提供を行う。

7. 問い合わせ等への対応 (災害発生以降)

- ①プラント班は、FAX等の受信状況を確認する。(1回/10分)
- ②広報班は、報道機関や一般からの問い合わせ対応を一括して行う。
- ③原子力防災課は、政府部内の現場情報に関する問い合わせ対応を一括して行う。
- ④総務課は、委員長室、長官・次長室の電話対応をするために、適切な者を指名する。(要人からの問い合わせ・連絡の取り次ぎ)

8. 緊急参集の縮小・解除

- ①審議官A又は原子力防災課事故対処室長は、原子力施設等立地市町村の震度情報や原子力施設等に関する情報を入手し、委員長又は委員長代理に報告する。
- ②委員長又は委員長代理は、得られた情報をもとに、必要に応じて緊急参集指示の縮小・解除について判断する。
- ③委員長又は委員長代理が緊急参集指示の縮小・解除をすることを決定した場合には、原子力防災課事故対処室長又は同室補佐に伝達する。緊急参集指示の縮小・解除については、審議官A又は原子力防災課事故対処室長は参集者に伝達する。伝達を受けた総務課調整補

佐又は同課危機管理補佐は緊急参集要員に、宿日直は関係省庁及び現地原子力規制事務所にそれぞれ連絡する。

- ④委員長又は委員長代理が、状況が安定したと判断した場合には、次長又は政策評価・広聴広報課長は、その旨を最終報として、Nアラートの配信を停止するとともに、公表資料の更新を終了する。

9. 海外広報

次長又は政策評価・広聴広報課長は、国外への情報発信を行うことに備え、内閣広報室及び外務省に連絡し、情報発信ルートの整備(外プレ会見の開催の確認、在日大使館への連絡ルートの確認等)を行う。

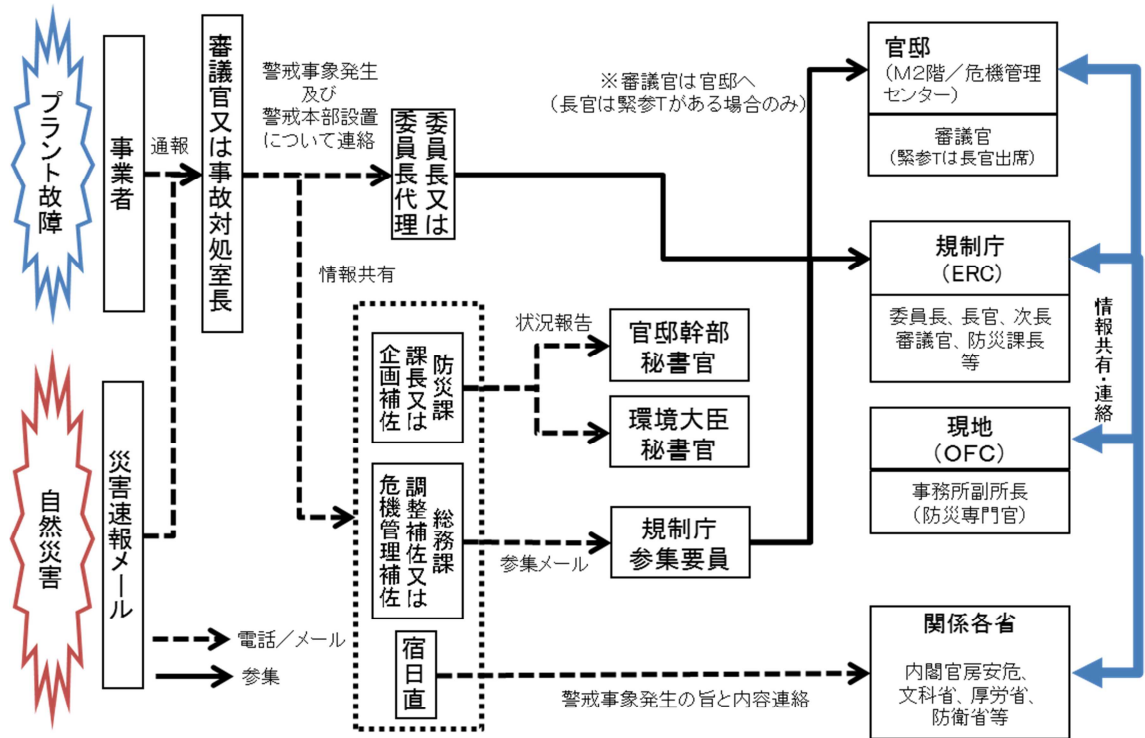
10. 特定事象の通報があった場合の対応

事態が進展して、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法第10条の規定による事象(特定事象)の通報があった場合においては、原子力規制委員会原子力事故対策本部を設置する。なお、同本部における組織及び業務は、原子力災害対策マニュアルによるものとする。

1.1. その他

- ①緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の体制を敷けるよう、常に関係者の所在の明確化に努めなければならない。また、平常時から緊急時体制について十分心がけることとし、定期的な緊急参集訓練を行うこととする。また、出張、傷害、疾病等の理由で参集等が困難となった場合には、代行関係を考慮し、業務を代行できる者を予め指名する等の対応をとらなければならない。
- ②土曜、日曜、祝日及び通常勤務日の夜間(勤務時間外)も含めて、登庁を要する大規模自然災害や事故等が発生した場合、初動対応に必要とする最小限の要員を確実に確保し、これらの要員が速やかに登庁できるようにあらかじめ体制を組むこととする。
- ③更に、大規模自然災害発生時において、緊急事態の体制が機能するためには、日頃から防災訓練等を実施するとともに、その結果を評価し、必要に応じ、防災対策の見直しを行うことも重要である。
- ④実際の大規模自然災害発生時においては、発生業務と対応可能な要員の状況に応じた臨機応変な対応が必要となる。そのため、総務課長は、一部の対応要員が業務過多に陥っている場合には、参集要員の中で業務再配分を行う。

(参考1)原子力規制委員会 警戒事象発生時の連絡経路 概略



※自然災害の場合は、緊急参集要員は災害速報メール等により参集が必要と自ら判断できる時点で参集開始

(参考2)後志総合局の市町村



(参考)鹿児島県の震度情報伝達区分

地域名称	主な市町村等
鹿児島県薩摩	薩摩川内市の一部(鹿島町、上甑町、里町及び下甑町を除く。)
鹿児島県大隅	東部(鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市等)
鹿児島県甑島	薩摩川内市の一部(鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る。)
鹿児島県十島村	} 薩摩川内市(甑島列島を含む)より南に位置する島嶼
鹿児島県種子島	
鹿児島県屋久島	
鹿児島県奄美北部	
鹿児島県奄美南部	

日常の待機体制

1. 考え方

緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の体制を敷けるよう、常に関係者の所在の明確化に努めなければならない。

また、各担当者は、平常時から緊急時体制について十分に心がけるものとする。なお、出張、傷害・疾病等の理由で参集等が困難となった場合には、以下の基本的な代行関係を考慮し、業務を代行できる者を予め指名する等の対応をとらなければならない。

- (1) 原子力規制委員会委員長と原子力規制委員会委員(予め指名する委員)
- (2) 原子力規制庁長官と原子力規制庁次長※1
- (3) 原子力規制庁審議官A又は原子力規制庁原子力防災課事故対処室長※2
- (4) 原子力規制庁審議官Bと原子力規制庁審議官C※2
- (5) 原子力規制庁原子力防災課長と原子力規制庁原子力防災課企画補佐
- (6) 原子力規制庁総務課調整補佐と原子力規制庁総務課危機管理補佐

※1 広報関係業務は、原子力規制庁次長と原子力規制庁政策評価・広聴広報課長も代理関係にあることに留意すること

※2 原子力規制庁審議官A、B及びCについては、事前に業務が重複しないよう予め定めておく。

2. 初動体制の確保

大規模自然災害や事故等が発生した場合、初動対応で必要とする最小限の要員を確実に確保し、これらの要員が速やかに登庁できるようにあらかじめ体制を組むこととする。特に、初動時において重要な役割を有する者は、概ね一般的に考えられる日常通勤可能な範囲の通勤時間を目途として参集できるよう努めることとし、仮に対応できない場合には予め代行できる者を確保する。この体制を組むために、必要な場合には危機管理宿舎を用意する。

また、土曜、日曜、祝日及び通常勤務日の夜間(勤務時間外)においても、速やかに緊急事態の体制が敷けるよう、参集要員には、常時、防災携帯電話を所持させることとする。

なお、夜間及び休日の宿日直については、別途総務課で当番者を定めるものとする。

3. 防災訓練

大規模自然災害発生時及び原子力災害等発生時において、防災関係組織としての機能を発揮するためには、日頃の防災訓練等を行うことが重要である。このために職員を対象に研修、講習会及び訓練を実施して、その結果を評価し、必要に応じ、防災対策の見直しを行う。

原子力規制委員会原子力事故警戒本部

1. 組織の全体像

原子力安全規制委員会防災業務計画に基づき、以下のいずれかに該当する場合に設置する。警戒本部は、原子力施設における被害状況の収集・分析をするとともに、関係省庁、関係地方公共団体への情報提供や、事態が進展した場合に備えた対応準備（PAZ※を管轄に含む地方自治体との連絡体制確立、各所を結ぶテレビ会議システムの起動など）等を行う。

※PAZ: 急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態の区分に基づき、直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の予防的防護対策を準備する地域

- ① 原子力施設等立地市町村※1において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 原子力施設等立地道府県※2（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県）において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③ 原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合（施設が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）
- ④ 東海地震注意報が発表された場合
- ⑤ 原子力規制庁審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等
- ⑥ その他委員長又は委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合

※1: 上斎原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

※2: 北海道については、後志総合振興局に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甑島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

2. 本部長の指定

本部長は、委員長が務める。委員長の対応が困難な場合には、予め指定する委員が代行する。

3. 本部長の機能

警戒本部員を指揮する。

4. 事務局長

長官又は次長が務める。長官及び次長のいずれも対応が困難な場合には、審議官(官邸に参集しない審議官とする)が代行する。事務局長は、本部長の指揮の下、警戒本部の事務を統括する。

5. 警戒本部事務局

(1) 警戒本部事務局は、具体的に以下の事項を実施する。

- ア 事故・事象に関連する情報の収集、分析に関すること
- イ 関係省庁、地方公共団体等との連絡に関すること
- ウ 原子力事故現地警戒本部の設置に関すること
- エ 国民及び報道機関に対する情報の提供に関すること
- オ 国際機関への情報提供に関すること
- カ 緊急時対応センター(ERC)の運営に関すること
- キ その他原子力施設の安全確認に関すること

(2) 事態が進展して、原子力事業者から原子力災害特別措置法第10条の規定による事象(「特定事象」という。)の通報があった場合においては、原子力規制委員会事故対策本部を設置する。なお、同本部における組織及び業務は、原子力災害対策マニュアルによるものとする。